

出張旅費に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人新潟県フードバンク推進協議会の会員や活動従事者、外部委員や講師・専門家等（以下「会員等」という）に対して支給する出張旅費（以下「旅費」という）に関し、必要なことを定めるものとする。

（出張命令・依頼）

第2条 会員等の出張は、理事長の出張命令・依頼によって行わなければならない。

（旅費の支給）

第3条 旅費の支給は、会議（定例会を除く）、研修会及び講習会等に出席する場合並びに理事長が特に必要と認めた場合とする。ただし、他の団体の主催などにより、出張費用の一部又は全額を負担金として会から支出した場合には、負担分に係る当該旅費の支給は行わない。

（旅費の種類）

第4条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。

（旅費の額）

第5条 交通費は公共交通機関を利用の場合は実費とし、車賃は別表に定める額内とする。
2 日当及び宿泊料の額は、別表に定める額内とする。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事業は、理事長が別に定める。

別表（第5条関係）

区分	車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1泊につき）
会員等	35円以内	3,000円以内	15,000円以内

附則

この規程は、令和7年2月18日から施行する。（令和7年1月30日設立総会決議）